

丸亀ボートレース場 テナント募集要項

平成 23年11月

丸亀市競艇事業部経営課

丸亀ボートレース場テナント募集要項

平成24年度にオープンする丸亀ボートレース場新施設において、飲食系のテナントを募集します。

1 施設の概要

- ① 名称 丸亀ボートレース場
- ② 所在地 丸亀市富士見町四丁目 999 番 4 丸亀ボートレース場内 3 階
- ③ 面積等 127.2 平方メートル レストラン+厨房+前室+食品倉庫
- ④ 配置図 別紙1のとおり（カウンターレイアウトは変更可能）

2 募集するテナントの種類

飲食系のテナントで、来場者の利便性・来場促進に供するものを自由に提案してください。

3 営業日及び時間

- 営業日 年間300日程度
- 営業時間
 - ・昼とナイター発売がある日
10:00～19:30
 - ・ナイター発売がない日
10:00～16:00
 - ・ナイター発売のみの日
14:00～19:30

※原則として賃貸期間内の競艇開催日及び場外発売日。

- 集客能力 平日は最低でも1,000人程度。
最大の滞留数は3,800人程度を見込んでいます。

4 設備

丸亀市で設置	① 建築工事（内装・床・壁・天井） ② 電気設備工事（照明、コンセント等） ③ 換気・空調設備 ④ 給排水・衛生設備 ⑤ 厨房機器（流し台・調理台・コンロ・冷蔵庫・食洗器等）
使用者で負担	① 営業のために必要な持込器具類 ② 家具・食器（什器）・備品類

注1)厨房機器の設置費用（限度額）は、総額500万円以下（消費税込）とします。

ただし、500万円を超える場合は、差額分を使用者の負担において設置可能です。

注2) 丸亀市設置設備費は、賃貸借料に反映されます。

注3) 吊金具等で仕上げを傷つける場合は、事前協議の上、使用者の負担で行い、退去時に現状復帰をお願いすることになります。

5 応募者の主な条件

(1) 申請者の資格

申請しようとする団体及び構成員が次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有していること。
- ② 市税を完納しており、長期に渡り資金的・財務的に健全に経営ができる者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していない者。

(2) 出店条件

- ① 営業に当たっては、衛生、防災、サービス等の責任者を配置できること。
- ② 店舗の契約は、建物賃貸借契約書を締結させていただきます。
- ③ 契約期間は、平成25年3月31日までとなります。その後、契約の更新は毎年度必要となります。
- ④ 出店条件の詳細は、出店者決定後別途協議させていただきます。その他のことについては、建物賃貸借契約を厳守させていただきます。
- ⑤ 丸亀ボートの、食堂等の運営の趣旨や方針に賛同していただけることを原則とします。

(3) 経費に関する事項

- ① 月額賃貸借料は、235,000円とします。（24年度における上限です。）
- ② 別途、光熱水費（電気料、ガス料、水道料）を負担する必要があります。また、環境衛生費（グリーストラップ・エアコンフィルター類・店内清掃など）についても使用者負担となります。
- ③ 設備の保守・点検・修繕はすべて使用者の負担となります。

6 責任の所在

営業に起因する全ての事故・トラブルについては経営者が全責任を負うこととなります。

7 提出書類

- ① 出店申請書（様式1）
- ② 業務内容企画書（様式2）
- ③ 直近の決算に基づく貸借対照表及び損益計算書
- ④ 現在経営している全店舗、または同一店舗にあっては代表店舗の営業許可証の写
- ⑤ 納税証明書

8 選定の手順

- ① プレゼンテーション
※日時の詳細は、申込者に別途通知します。
- ② 建物賃貸借契約書の締結
平成24年4月上旬
- ③ 店舗運営開始
平成24年7月下旬
※経営者は、7月中に準備を行い、7月下旬に店舗運営を開始することとなります。

9 申請に際しての留意事項

- ① 接触の禁止
本市職員、その他本件関係者に対して、本件に関する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。
- ② 申請内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 虚偽の記載をした場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とすることがあります。許可を受けた場合においても虚偽が発覚した場合には許可を取り消す場合があります。
- ④ 申請書類の取り扱い
申請団体が提供した書類の著作権は、申請団体に帰属します。但し、丸亀市は公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、申請書類は返却しません。
- ⑤ 申請の辞退
申請後、辞退する際には辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑥ 費用負担

申請に際して発生する費用は申請者の負担となります。

10 応募方法

① 応募期間

平成23年11月1日（火）から平成23年12月20日（火）まで

② 応募先

丸亀市競艇事業部経営課総務担当

〒763-0011

丸亀市富士見町四丁目1番1号

電話 0877-23-5141

FAX 0877-23-7106

Mail kyoteisoumu-t@city.lg.jp

③ 募集要項・申請書類の配布

募集要項・申請書等の資料は、丸亀ボートレース場内案内所に配布します。
また、丸亀市及び丸亀ボートレースオフィシャルホームページからもご覧いただけます。

④ 質問に対する回答

質問は FAX、電子メール及び文書で受け付けます。

※電子メールでの送信につきましては、必ず通信の確認をお願い致します。

(様式1)

平成 年 月 日

出店申請書

丸亀市長 新井 哲二 様

丸亀ボートレース場内のテナントに入店したいので、関係書類を添えて申し込めます。なお、出店者の選定については一切異議を申し立てません。

記

1 申請者氏名
(会社名)

2 住 所
(所在地)

3 代表者名 氏 名

⑩

生年月日

住 所

電話番号

関係書類

1. 経営企画書
2. 直近の貸借対照表及び損益計算書
平成 22 年分の所得税の確定申告書 (写)
または、同年分の事業税の申告書 (写)
3. 営業許可証 (写)
4. 納税証明書

(様式2)

平成 年 月 日

経営企画書

以下の項目について記入してください。

① 事業者の事業経歴（期間、店名、場所等）

② 経営方針（店舗の企画内容や営業について）

③ 商品構成（メニュー内容、値段等及び売店での販売商品等）

④ 営業のために必要な持込器具類を、記入してください。

（わかる範囲で仕様及び設置予定場所も記入してください。）

その他 家具・食器（什器）・備品類についてもわかる範囲で記入してください。

⑤ 調理師・接客要因などの人員構成

(1) 専任調理師の経歴

(2) テナントの人員配置

⑥ 食品衛生法，またはこれに基づく法令・条例に違反し，処分を受けたことの有無

シャッター

ES

シャッター

3F イベントホール用
空調機械室 (5)
100φ

DS・PS

倉庫
(307)

廊下
(8)

レストラン
85.5m²

倉庫
(306)

補

ES

ES

厨房 (5)
25.1m²

前室
10.0m²

階段 (7)

アラーム弁室

食品倉庫
(3)

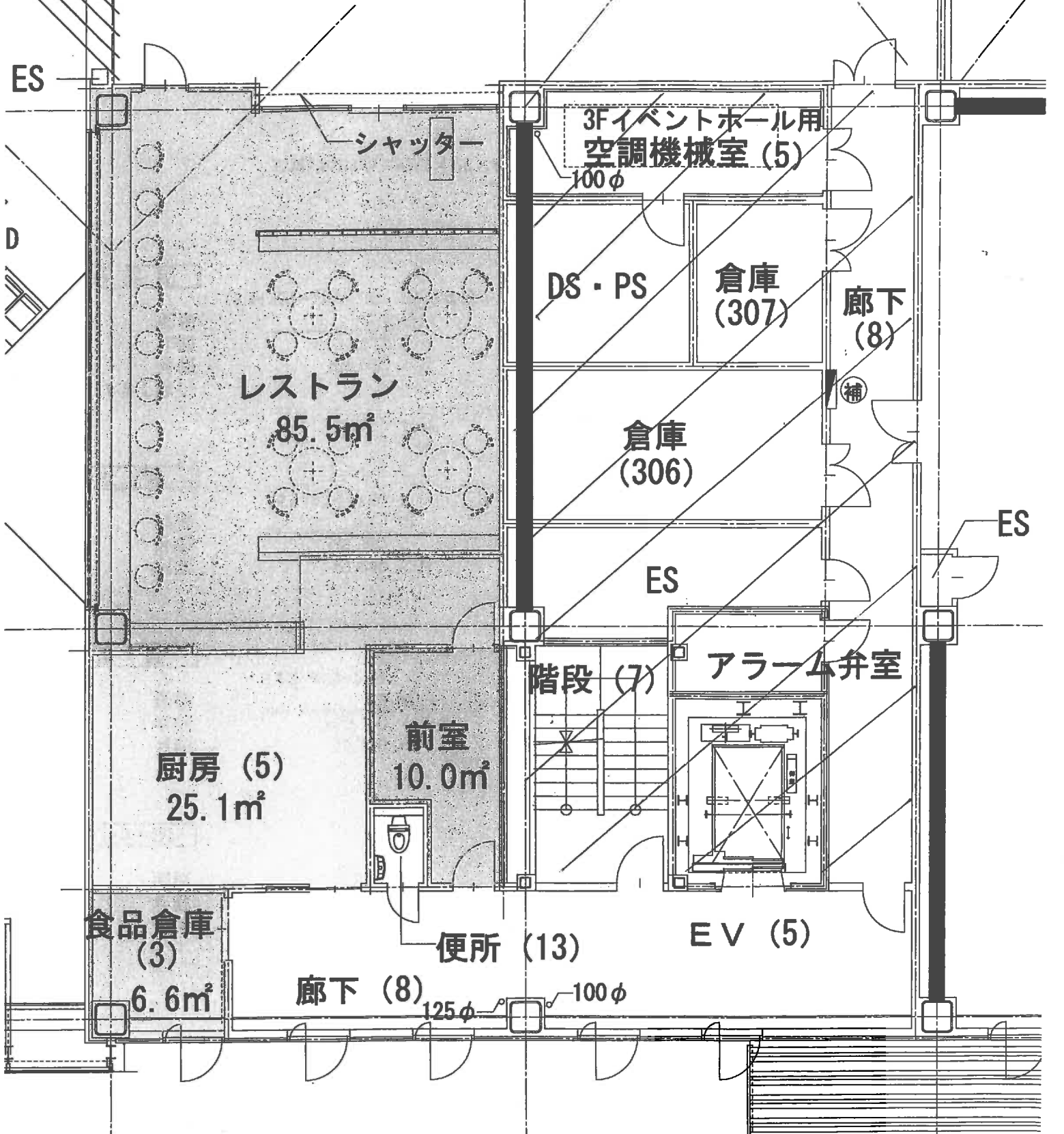
6.6m²

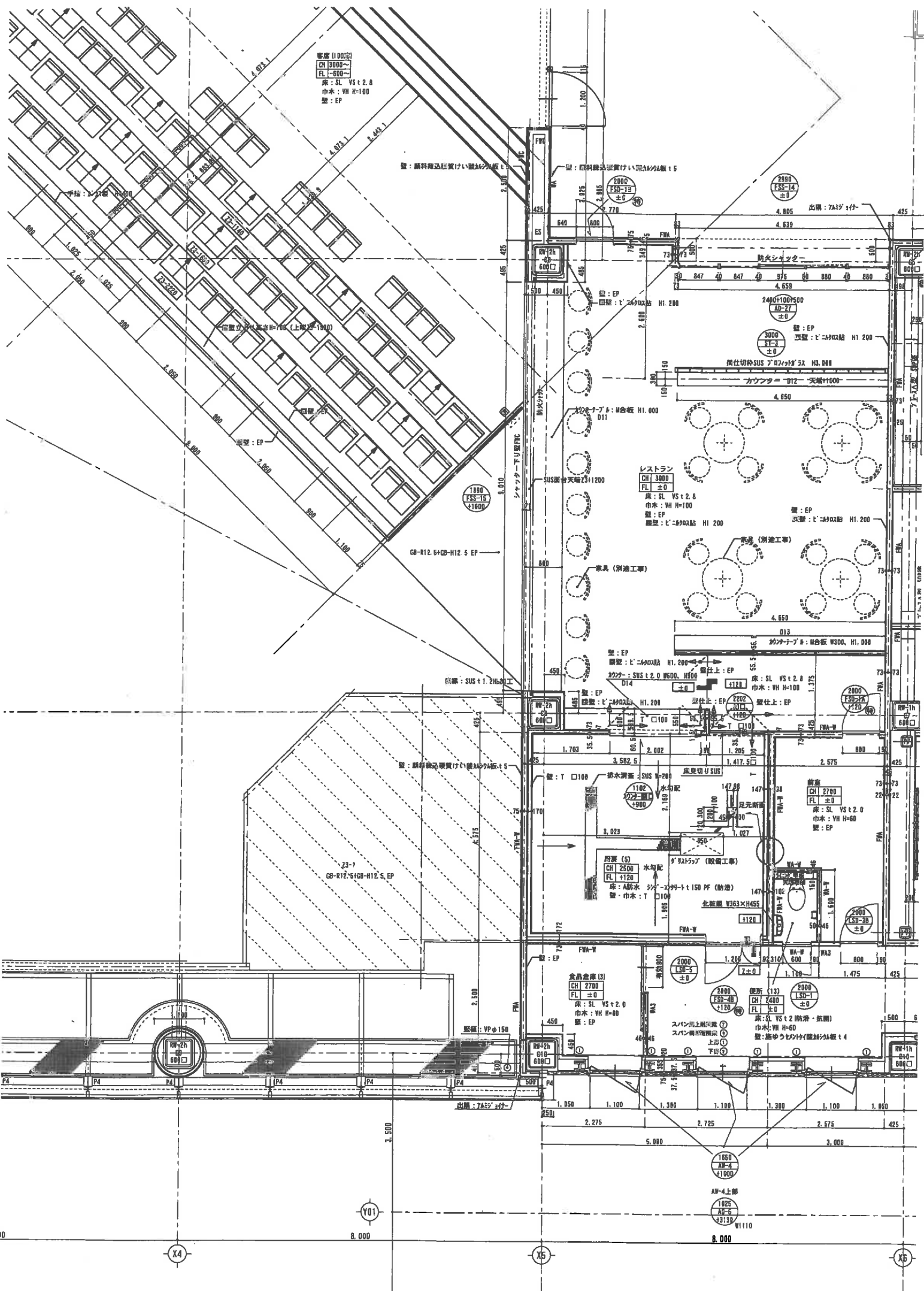
便所 (13)

EV (5)

廊下 (8)

125φ 100φ





10 X4 X5 X6

